

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成24年度 4月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、4月締めのお受付台数は10,676台で本年度累計は10,676台、前年度同月比96.4%、前年度累計比96.4%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特定行政庁の指導事項について

大阪府建築安全課より「要是正の指摘あり」の改善完了届(昇降機定期検査実務要綱2011版 2-12)提出について、機器等の取替等により検査事項が改善された場合は、その機器等の改善(取替等)前・後の「写真」を添付して、報告するようにとの指導がありました。周知方よろしくお願い致します。

2. 定期検査報告書の「有効期限内報告」について

平成23年度の有効期限を超えて提出された定期検査報告書は、6,162件で4.2%(添付率)(前年度:8,254件5.9%)で前年度と比較すると大きな改善が見られました。だが、まだ数多くの有効期限を超えた報告書が提出されております。

ついては、本年度も「有効期限内報告」の取組みの強化を図っていただくようお願い致します。

3. 定期検査報告書等の記入について

報告書の記入は、パソコン等で出力した場合を除き、黒インク又は黒ボールペンを使用し楷書にて行い数字は算用数字を用い、単位はSI単位によることとなっております。尚、記入の訂正は修正液、修正テープは使用せず、「訂正印」を押印するよう徹底してください。

又、最近、「消せるボールペン」を使用しての報告書の作成が見受けられます。このような報告書については返却とさせていただきますのでご承知置きください。

4. 別添2様式について

この書類は、主索及びブレーキパッドを除く、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成してください。又、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合はこの書類は省略することができます。

尚、写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

5. ホームページのご案内

弊協議会は平成21年4月1日に「ホームページ(近畿ブロック昇降機等検査協議会)」を開設しております。その内容は定期検査報告制度、関係法令、各種帳票(報告書、概要書、検査結果表、「要是正の指摘あり」の改善完了届、基準月変更・統一要望書 他)を掲載しております。一度、アクセスしていただければ幸いです。

以上